【ひろしま産業振興機構　国際ビジネス支援センター情報誌】

２０２０年１０月号（第２５０号）

HAPEE ハッピーメール MAIL

Hiroshima international Access and Promotion of Economic Exchange

発行：ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター
〒730-0052　広島市中区千田町 3-7-47
TEL：082-248-1400 FAX：082-242-8628

★　バックナンバーは産振構 HP「拠点別レポート」から

【Mail Magazine 知っ得情報】
メルマガでは国、県、市町、産業支援機関等及び産振構の公募イベント助成金情報などのご案内をいち早く皆様にお届け致します（右記のＱＲコードで閲覧できます。）。
※　毎週木曜日配信

（公財）ひろしま産業振興機構発行

世界９都市サポーター発！ ビジネスセミナー “現地は今”スタート！

オンデマンド配信

コロナ禍の中、世界各都市の経済状況や今後の見通し、海外ビジネスサポーターの専門領域を中心に、“現地は今”“シリーズで、最新情報を県内企業の皆様へお届けします！

★オンデマンド配信なのでオフィスやご自宅など、ご自分のペースでいつでも視聴！
★質問はメールで行うことも可能。
★個別相談を Web 会議システム等にてお受けすることもできます。
★準備ができ次第、続々配信していきます！HP でご確認ください。

申　込

■第１弾！NY・大連発セミナー■

申込期間・視聴可能期間　　2020 年 10 月 2 日（金）～10 月 20 日（火）

ニューヨークビジネスサポーター　蝉本　睦

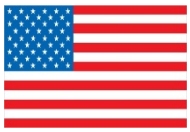

Focus America Corporation　代表取締役社長
「コロナ禍における米国の状況と
オンライン市場の伸展について」

大連ビジネスサポーター　趙　万利

上海段和段（大連）法律事務所　中国登録弁護士
「コロナ後を見越した大連ビジネス最新動向」

～シリーズ第２弾はホーチミン、シンガポール、台北を予定しています！～

■CONTENTS■

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

海外レポート	シンガポール	人との接触を減らすーロボットの活躍の場が増加	2
	ホーチミン	ベトナムの四輪自動車市場	3
	チェンナイ	透明性のある課税を目指すインド	4
	バンコク	民商法典改正とバイオ・循環型・グリーン(BCG)経済	5
	大連	日本へ一時帰国中の駐在員の所得税	6
	中国ビジネスQ&A	新型コロナウイルス流行後の新サービス	7
お知らせ	ハッピーからのお知らせ		8

海外レポート　**シンガポール**

「人との接触を減らす　ーロボット活躍の場が増加」

碇　知子

業務の効率化に必要でありながらも、製造現場と比べればロボットの導入が限定的だったサービス業。しかしコロナ禍の今、人と人の接触を最小限にする有効な手段として、ロボット導入への関心が急速に高まっています。

＜感染者の隔離施設でロボットを導入＞

今年 3 月、感染者数が増加する中、病院で確実に重症患者の受け入れができるように、ビジネス会議場のシンガポール・エキスポをはじめとした数カ所に、軽症者用の隔離施設が設置されました。ただし、これらの場所には病院のような陰圧室等の設備がないので、医療従事者は病院以上に感染のリスクにさらされます。そこで活躍したのがロボットです。シンガポール・エキスポでは、米国企業のテミ社（Temi USA inc.）が開発したロボットの「テミ（Temi）」が薬の配送やパトロール等の業務をこなしながら、モニターを通して患者に運動指導も行います。医療従事者はステーションに待機したまま、テミが病室に行き、モニター越しに患者と医者が会話します。テミの導入でシンガポール・エキスポでは 1 晩で 144 人/時かかっていた作業が、24 人/時までに減りました。この隔離施設を運営する公営医療グループのシング・ヘルス（Sing Health）は、系列の病院にも「テミを導入し収束後も使い続ける」とのことです。

別の公立病院のアレクサンドラ病院でもロボットを導入しています。こちらは米国のビームプロ社（Beam Pro）のロボットで、テミと同様に患者の様子を確認して一時診断を行います。直接、治療が必要な患者の対応の時だけ、医療従事者は個人用保護具（PPE）を着て病室に行きます。世界的に個人用保護具が品薄の中、保護具の消費を最小限に抑えることができます。もちろん、ビームプロのロボットは、食事や薬も病室に届けることができます。

＜清掃業界、政府もロボット導入を支援＞

コロナ禍で一気に仕事が増えたのが清掃分野です。通常の清掃も頻度が増え、人が多く触れる場所は消毒殺菌が欠かせなくなりました。公共交通機関、ホテル、レストラン、病院等あらゆる場所で清掃消毒の頻度が増えました。こうした中、需要が急増しているのが、清掃ロボットです。

前述のアレクサンドラ病院では、地場のライオンズ・ボッツ・インターナショナル社(Lions Bot International)が開発した清掃ロボットを導入しています。また日本のソフトバンクロボティクス㈱の自律走行型の床清掃用の掃除機「ウイズ（Whiz）」の需要が増加し、シンガポール法人のリー・チンヤオ最高執行責任者（アジア太平洋担当）は、8 月 22 日のビジネスタイムズシンガポールの記事の中で、映画館など新たに 120 カ所で導入したと語っています。

一方、紫外線を使った殺菌ロボットの需要も増えています。不動産大手のフレーザー(Frasers)は、自社が所有するショッピングセンターに地場 PBA グループが開発したロボットの「サンバースト UV ボッツ（Sunburst UV Bots）」を、今年末までに約 200 台配備する計画です。

清掃ロボット導入増の背景には、政府の後押しもあります。コロナ禍の前から、政府は清掃業界にロボットの導入を奨励する補助金を拠出していましたが、さらに後押しするために補助割合を 50%から 80%に増やし、上限もコロナ前は 1 社 25 万 SGD（シンガポールドル・約 1,941 万円）だったところを 35 万 SGD（約 2,717 万円）まで引き上げました。

一方、清掃ロボットには企業の参入も多く、厳しい競争も見込まれます。製造、物流業向けロボット開発の地場企業のセスト・ロボティクス社（SESTO Robotics）、地場デジタル・セキュリティー企業 DiSa デジタルセーフティ社（DiSa Digital Safety）なども紫外線殺菌ロボットを売り出している他、南洋工科大学でも「 XDBOT（eXtreme Disinfection roBOT）」と名付けられた殺菌ロボットを開発しました。清掃・殺菌ロボットはホテル、小売店等でも導入が検討されています。

＜ロボットが巡回、監視＞

世界各国で感染予防のため社会的距離を保つ取り組みがなされていますが、ショッピングセンターや週末の公園などでは人は集まりがちです。そんな中、米国のボストン・ダイナミクス社（Boston Dynamics）は犬型ロボット「スポット」を開発しました。スポットは公園をパトロールし、「最低１メートルは互いの距離を空けましょう」と来園者に呼び掛けます。集団感染が発生した外国人労働者寮では、監視ロボットが人との距離をチェックしています。

「人との接触を減らす」という新たな日常への対応を迫られることになった社会で、コロナウイルス収束後もロボット需要は衰えることはないでしょう。シンガポールのロボット市場は、これからも注目されます。

海外レポート　**ベトナム　ホーチミン**

「ベトナムの四輪自動車市場」

石川　幸

ベトナムは東南アジアの中でも目覚しい経済発展を続けています。COVID-19の影響で、世界銀行の調査で各国における2020年の経済成長率予測がマイナスとなる中、ベトナムはプラス 2.8%とプラス成長が見込まれています。また、先進国と比べると発展途上の段階にあり、今後、更なる消費国としての成長が期待されます。今回はそんなベトナムの四輪自動車（以下、自動車）市場について見ていきます。

＜自動車登録台数と増加率＞

ハッピーメール８月号で記載しましたが、ベトナムの主な交通手段はモーターバイク（オートバイ）で、自動車を保有するのはごく一部の富裕層に限られています。下図は直近 3 年間のベトナムにおける自動車登録台数と増加率のグラフです。

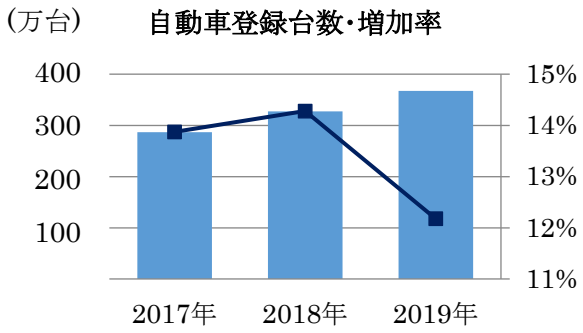

（Vietnam Register 公表データより作成）

2019 年は増加率が鈍化したとはいえ、日本やタイがそれぞれ 0%台、4%台で推移していることを考えると 10%以上の高い増加率を維持しています。しかし、ベトナムの自動車登録台数は 2019 年末時点で約 367 万台と、日本の 20 分の 1 に満たず、市場規模としては依然として小さいというのが現状です。

（街中を歩いているとマツダ車を見ることも多くあります。写真は MAZDA 6 です。）

＜自動車普及率＞

国連の発表によると、2019 年のベトナムの人口は約 9,646 万 2 千人と順調に増加しています。世界的に見ても人口の多い国ですが、自動車はどこまで普及しているのでしょうか。

2019 年の数値でベトナム、タイ、日本における自動車１台当たりの人口はそれぞれ26.3人/台、3.7 人/台、1.6 人/台となっています。ベトナムでの自動車保有者は一部の人に限られているのが分かります。また、この数値は商用車の数も含まれており、自家用車の保有率で言えば更に大きな差となる可能性があります。

＜自動車販売台数＞

2020 年は年始早々に COVID-19 の影響が広がり始め、各国が大きな打撃を受けています。被害が小さいといわれているベトナムにおいてもロックダウンの措置が取られるなど、経済活動に影響を及ぼしました（現在も出入国や一部国内移動などへの影響が続いています）。

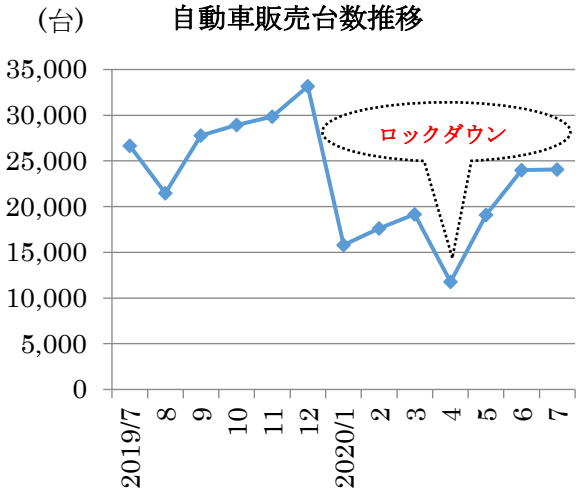

（ベトナム自動車協会(VAMA)公表データより作成）

ベトナムの 1 年間の自動車販売推移を見ると、ロックダウンのあった 4 月は 2018 年以降で最も販売台数が少なくなりましたが、5 月以降は持ち直しつつある状況です。

現在の生活の足はモーターバイクですが、他国同様、徐々に変化していくことでしょう。

海外レポート | **インド・チェンナイ**

「透明性のある課税を目指すインド」

田中　啓介

2020 年 8 月 13 日に、モディ首相は国民に向けた演説を行い、直接税に関する納税申告手続きの簡素化を目指した包括的な行政改革案を発表しました。汚職撲滅と納税者保護を念頭に置いたこの改革は、税務申告の手続き簡素化という側面だけでなく、インド税務当局の組織改革といった側面もあるようです。

「透明性のある課税『誠実な納税者に対する敬意』（Transparent Taxation –"Honoring the Honest"）」と題された今回の演説のポイントは、1.「非対面型の税務調査および申し立て」2.「納税者憲章」の２つに大きく分けられます。

また、納税者憲章については、（１）「税務担当官の責務」に関する 14 カ条と、（2）「納税者への期待」に関する６カ条が言及され、下記のとおり納税者と税務当局間の信頼関係構築と、ハラスメント行為の排除を目指す行動指針が示されています。

〈「税務担当官の責務」１４カ条の一部抜粋〉

1. 全ての手続きにて迅速かつ丁寧な支援を行う
2. 特別な事由がない限り納税者を正直だとみなす
3. 自らの課税権行使の内容に説明責任を持つ
4. 公正かつ公平なシステムを提供する
5. 定期的にサービス提供の基準を公開する

＜「納税者への期待」６カ条の一部抜粋＞

1. すべての情報を正直に開示する
2. 法律で要求される正確な記録を保管する
3. 代理人が提供した情報について正しく把握する
4. 租税法に従い適時に調査に応じる
5. 法律に準じた納税額を適時に支払う

実際、直接税（所得税や源泉所得税など）に関する税務調査は「e-アセスメント」のしくみへと移行しており、従来の面前での税務調査から、オンライン上で書類をアップロードして当局が確認する電子税務調査スタイルに変わってきています。

また、中央政府が管轄する国家電子税税務調査センター(NeAC : National e-Assessment Centre)が一元管理し、AI を活用して調査対象企業をランダムに選定する方法を採用しており、税務調査プロセスは変わりつつあります。

このような改善がなされている中、今回の包括的な行政改革案が、これまでの変化をさらに後押しすることを期待しています。また、直接税だけでなく、間接税（物品・サービス税[GST]や関税など）でも同様のプロセスが導入されることも期待されます。

＜源泉徴収票「フォーム 26AS」とは＞

ちなみに、今年度より納税者が確定申告時に開示すべき情報範囲や、税務当局から取得できる開示情報がさらに拡大しています。

つまり、個人所得や源泉徴収された所得税を確認できる源泉徴収票のような「フォーム（Form）26AS」の新様式が発表になり、従来の情報に加えて、個人のアーダール番号（Aadhaar Number、日本のマイナンバーに相当）やメールアドレス、携帯番号、生年月日などの基本情報が追加され、さらに、不動産や株式などの個人資産にかかる情報もフォーム上で開示されることになりました。

納税者にとって、従来よりもより多くの情報開示が求められる改革において、インド税務当局がこれらの情報を適切に取り扱い、性善説に基づく納税者への正当な評価と、当局による正しい課税権の行使が行われることを、強く期待したいと思います。

【2020 年８月 13 日に演説をするモディ首相】
（インド英字紙ヒンドゥスタン・タイムズ [Hindustan Times] ）

海外レポート	タイ　バンコク

「民商法典改正とバイオ・循環型・グリーン(ＢＣＧ)経済」

辻本　浩一郎

＜事業促進のための法改正＞

2020 年６月、タイでの事業設立及び事業遂行のプロセスを簡略化するため、民商法典（Civil and Commercial Code，日本の会社法に相当）の改正が、閣議で承認されました。改正案は、2020 年末または 2021 年初めに法制化される見込みです。

改正点は以下のとおりです。

1. 会社の登記及び変更の登記は、その本社の所在地以外の管轄でも登記できる。（第 1016 条）
2. 商務大臣に、パートナーシップや株式会社に関し、登記料金の設定や撤回及び提出すべき必要書類の減免を行う権限を与える。（第 1020/1 条）
3. ある会社が登記後３年以内（現在の 10 年から短縮）に法人化しなかった場合、その会社の基本定款は無効となる。基本定款が改正された民商法典の施行前に登記され、３年の期間が過ぎている時は、改正された民商法典の発効日から 180 日間の期間延長が認められるが、その延長期間が過ぎた時、その基本定款は無効になる。
4. 株式会社の株主や取締役の電子会議は、会社の定款で禁じられていなければ、原則として認められる。そのような電子会議は、全ての関連省令（例えば、デジタル経済社会省が発布した電子会議の安全基準）を順守しなければならない。
5. 株主総会（例えば、年次総会や臨時総会）の召集通知は、その会社が無記名株式証書を有している場合（タイでは極めてまれである）を除き、地元の新聞に掲載する必要がなくなる。会社の株主名簿に名前が載っている全ての株主へ、受領確認書と共に通知を書留で郵送しなければならないことに変更はない（第 1175 条）。
6. 少なくとも２名の株主が、直接または委任状でもって、株主総会に出席しなければならない。これは、一名だけで総会を開催することはできないという判例や商務省の裁定を適用している。
7. これまで民商法典は、２社以上の会社の統合による新会社の形成という、会社の「新設合併」という概念だけを認めてきた。改正案では、ある会社が他の存続会社に合併される、会社の吸収合併という選択肢を提示している。
8. 定款に、取締役と株主との間の対立を解決する手続きを含めることができる。（第 1108 条）
9. 配当金は、年次株主総会の開催日または取締役会によって承認された日から１ヶ月以内に支払うものとする。（第 1201 条、第４項）
   このスケジュールは 2017 年の国家平和秩序評議会の命令 No.21/2560 の通達から実施されている。
10. タイの株式会社は、２人の発起人（3 人から変更）だけで設立できる。会社は、常に少なくとも２人の株主を保持する必要がある。さらに裁判所は、株主の総数が１人になった場合、会社の解散を命ずることができる。（一人会社法は、法制委員会で検討中だが、すぐには発令されない見込み）

＜BCG（Bio-Circular-Green，バイオ・循環型・グリーン）経済＞

新型コロナウイルス感染症の影響でタイの輸出が停滞している中、ペットフードの輸出が好調です。従来より世界的に拡大していたペットフード市場は、コロナ禍でも需要が安定しており、タイ政府はコロナ後に投資誘致を強化する分野の一つにペットフードを掲げています。政府は新型コロナからの経済回復を目指す過程で、タイが元々強みを持つ農業や食品などを発展させるコンセプトの「BCG 経済」を推進しており、ペットフードも有望な産業に挙げています。

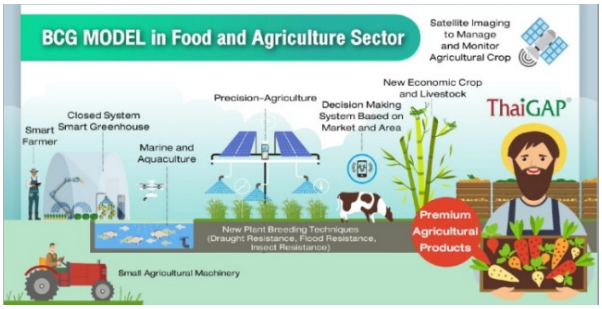

政府は、東部３県（チョンブリー、チャチェンサオ、ラヨーン）の経済特区「東部経済回廊（EEC; Eastern Economic Corridor）」に設置する特別区「EECi（イノベーション）」の整備を進めています。整備の進捗率は 45%に達しており、2021 年６月までに運用を開始する予定です。EECi は、東部ラヨーン県で開発しており、面積は約 5.5 万ヘクタールです。第１期では、バイオリファイナリー（Biorefinery，バイオマスを原料にバイオ燃料や樹脂等を製造するプラントや技術を指す）のモデル事業を実施します。ベルギーのパートナーと共同で、農産物およびその余剰品からバイオ燃料、バイオプラスチックペレットなどを製造する計画があります。

海外レポート | **中国　大連**

「日本へ一時帰国中の駐在員の所得税」

趙　万利

〈一時帰国中の駐在員の所得税の扱い〉

今年はじめ、中国でのコロナ禍により、多くの外国人駐在員が帰国しました。その後、日本でもコロナ禍が拡大したため、中国政府は 3 月 28 日以降、有効なビザや居留許可証を保有する外国人の中国への入国を一時停止しました。現在は、有効な居留許可証を保有している者に対して、ビザの申請受付を再開していますが、中国の各地方政府機関が発行する特別招聘状が必要です。特別招聘状の申請条件が明確ではなく、また手続きが非常に煩雑なため、申請が受理されても、最短で１ヶ月以上の時間が必要です。そのため駐在員が中国に戻るには、まだ一定の期間がかかります。

このような状況下で、日本での滞在期間が長期化し、中国において非居住者に区分されるケースが増えています。以下に説明する「中国個人所得税法」では、一般的な駐在員の所得を例にとります。

〈中国個人所得税法について〉

まず、所得が日本本社の支給する給与と中国法人が支給する給与の２か所あるものとします。

中国の「個人所得税法」では居住者と非居住者を以下のように定義しています。

＜居住者と非居住者の判断＞

・居住者
　→中国国内で 183 日以上居住している者
・非居住者
　→中国国内での居住が 183 日に満たない者

〈区分に基づく課税関係〉

中国の 1 納税年度は 1 月から 12 月までとなり、上記のように中国での滞在日数が年間 183 日以上であれば「居住者」、183 日未満であれば「非居住者」とし、個人所得税を算出します。

区分	中国給与	日本給与
居住者	課税	課税
非居住者	課税	非課税

（出典：日中租税条約 短期滞在者免税制度）

また、日本人の場合、日中租税条約の短期滞在者免税制度が適用できるので、日本本社で支給された給与には、原則、個人所得税課税が免除されます。

＜非居住者の所得税の算出＞

中国法人が支給した給与については、董事（日本の理事、代表取締役に相当）や、総経理（日本の社長に相当）ではない場合、課税所得額に対し、1 納税年度中の中国での居住期間に応じ、以下のとおり所得税の計算式が定められています。

$$\text{当月の課税所得税額} = \text{（当月の給与所得）} \times \text{当月の国内外の給与総額} \times \frac{\text{当月の給与の帰属する勤務期間における中国国内での勤務日数}}{\text{当月の給与の帰属する勤務時間の日数}}$$

（出典：非居住者個人と住所を有さない居住者個人に係る個人所得税政策に関する公告〔財政部、税務総局公告 2019 年第 35 号〕）

新型コロナウイルス対策の影響により、中国への入国制限などで帰国できない月は、「中国国内での勤務日数」がゼロになるため、該当月の課税所得税額もゼロという計算になります。ただし、董事や総経理を含む上級管理職の場合、中国法人が支給する給与は、課税対象です。（同政策　第二条（3）より）

〈最後に〉

本件については各地の税務局の担当者によって理解が異なるケースもあるようです。また、今回の新型コロナウイルス感染のように、突発的に発生した問題への対応に、両国の制度が追いついていないのも事実です。いずれにしても日本本社の給与を課税所得として申告納税している場合、税額還付が可能か否かについては、管轄税務局に相談・確認する必要があります。

中国ビジネスQ＆A

【新型コロナウイルス流行後の新サービス】

回答者：ひろしま産業振興機構　上海事務所

Q 「上海では、新型コロナウイルス感染を封じ込めに成功していると聞きました。封じ込め後に新しく起きた変化、特にどんな新サービスが誕生したのでしょうか。」

A 最近の上海では、新型コロナウイルス感染の影響をほとんど感じることなく、以前と同じような生活を取り戻しつつあります。そして今回の新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、新しいサービスが次々に誕生しています。今月号はそのうちの一つ「朝食サービス」について取り上げます。

今年８月10日、上海市は「上海市朝食工程建設推進の意見」を発表しました。この中で政府は、「上海市の朝食産業を改善し、朝食を『より便利に』『より豊かに』『より健康的に』市民へ提供し、市民の生活要求を満たす」とし、朝食の提供方法は飲食店に限らず、キッチンカーや出前サービスなど、多様な形式を用いた朝食提供システムを充実させるとしています。

さらに、食品メーカーや朝食サービス企業を支援し、朝食メニューの研究開発力の強化をはかり、中国式や西洋式、または地元の伝統料理などユニークで豊富な朝食を取り扱うとともに、配送範囲も拡大します。

キッチンカーによる朝食の提供は、運営を市が示す条件に沿った手続きに沿って、安全衛生環境など管理措置を明確にした後に、実施することができます。

上海市の発表後、同８月にアリババが手掛ける盒馬鮮生（フーマーフレッシュ）グループが、この朝食サービス提供プロジェクトに参入しています。

【スマホでの利用方法を説明した掲示板】

＜朝食サービスを提供する盒小馬＞

今年８月、盒馬鮮生（フーマーフレッシュ）の傘下ブランドである「盒小馬」が６店舗を同時にオープンしたことがニュースで話題になりました。盒小馬は上海市内の地下鉄駅沿いに設置されており、主に朝食サービスを提供しています。提供している朝食は、お客の目の前で調理されるものが多く、雑穀を使用したデザートやサンドウィッチ、お粥、スープなどです。注文した朝食は、店舗に付設されているボックス型の受取りロッカーに入れられ、購入者がスマホで QR コードをかざすと商品を受け取ることができる仕組みです。

盒小馬の使い方は、市民が朝起きた後、まず盒馬鮮生のスマホアプリを使って朝食を注文。その後、会社の通勤途中にある盒小馬に立ち寄り、朝食受取りロッカーにスマホの QR コードをかざして中に入っている朝食を受け取ります。家で朝食を食べる時間のない多忙なサラリーマンにとっては、大変便利なサービスです。盒小馬の店舗面積は平均 30 ㎡未満で、各店舗には計 24 個の朝食受取りロッカーがあり、朝の通勤ラッシュ時には特に利用者が多く、ピーク時は注文数が 500 件を超えます。現在、上海に７店舗オープンしていますが、今年の年末までに上海の地下鉄駅沿いやオフィス街、商業エリアなど、さらに 80 店舗を出店する計画です。

【スマホをかざすとボックスの扉が開く】

このように上海市の政府主導の朝食産業活性化の動きは、市民の健康への気遣い以外にも、市民が朝食により多くのお金を使うことで、新型コロナウイルス感染症対策で疲弊した市内の飲食業界の立て直す狙いもあるのではないかと思います。

■ 本質問について詳しく知りたい方、具体的なご相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センターもしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

ハッピーからのお知らせ

「海 外 ビジネスセミナー」

～海外展開と DX の推進～（国際賛助会員交流事業）

詳細は後日
HP に掲載！

【日　　時】　令和２年 11 月４日(水) 14：00 ～ 16：00
【実施方法】　オンライン（Zoom によるライブ配信）　【定 員】 70 名　【参加料】 無料
【内　　容】
第１部 「深センでのビジネスの取組」
講　師　㈱エアロネクスト中国現地法人天次科技（深圳）有限公司
総経理　　川ノ上 和文 氏

第２部 「広島県のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について（仮題）」
講　師　広島県総務局統括官（デジタルトランスフォーメーション戦略）
向井 ちほみ 氏

英文ビジネス E メール講座～福山と広島の 2 会場で実施!～

【会　場】■福山会場　令和２年 11 月 25 日（水）9:30～16:30
（福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル９階）
■広島会場　令和２年 11 月 26 日（木）09:30～16:30
（広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ２階）
【講　師】峯　愛氏（みね事務所 代表、中矢一虎法律事務所 シニアマネジャー）
【内　容】・ビジネス英文レターとＥメールのフォーマット
・貿易基本取引のストーリーに沿った英文ライティング演習
【定　員】各会場とも 30 名
【参加料】・ひろしま産業振興機構 国際賛助会員／福山商工会議所会員は 1 社２名様まで無料です。３人目からはお一人 5,500 円です。
・一般の方は、お一人 7,500 円です。
※状況により、会場変更、オンラインセミナーへの変更をさせていただくことがあります。

HACCP 理解講座（オンライン・ライブ講座）

【日　時】■令和２年 12 月２日（水）、３日（木）10:00～16:00（各日）
【講　師】ペリージョンソンホールディングス㈱　ペリージョンソンコンサルティング
篠田 鎮嗣（しのだ やすじ）氏
【実施方法】オンライン（Zoom による配信）
【内　容】①HACCP システム
②HACCP7 原則 12 手順
③HACCP 構築のポイント
④日本発の食品安全管理規格（JFS - B 規格）の概要
⑤輸出に向けた更なる取り組みの必要性　など
【定　員】３５名　【参加料】無料
【主　催】（公財）ひろしま産業振興機構、広島市、Agri & Foods Export Frontier, Hiroshima